

5. 学生教育研究災害傷害保険特約書

公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「甲」という。）と、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、株式会社損害保険ジャパン、東京海上日動火災保険株式会社、日本興亜損害保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社（以下この5社を「乙」という。）は、学生教育研究災害傷害保険普通保険約款（以下「普通約款」という。）および通学中等傷害危険担保特約（以下「通学特約」という。）ならびに接触感染予防保険金支払特約（以下「接触感染特約」という。）に基づく保険契約（以下「この保険契約」という。）について、次のとおり特約を締結する。この場合において、乙は、東京海上日動火災保険株式会社を代表会社として、この特約に基づく保険契約の締結、保険料の領収、保険金の支払、その他この保険契約に関する一切の事務をとり行うこととする。

なお、甲および乙は、大学生の教育研究活動中の災害に対する補償制度としての本保険の趣旨にそって、健全に運営していくべく相互に協力することとする。

第1章 保険契約引受に関する事項

(保険契約者および被保険者)

第1条 保険契約者は甲とし、普通約款第1条にいう被保険者は甲の賛助会員である学校教育法等に定める大学（以下「会員大学」という。）に在籍する学生（大学の学部、短期大学の学科および大学院の研究科ならびに専攻科、別科の学生、留学生、聴講生、研究生、科目等履修生等）とする。

(担保する事故の範囲)

第2条 普通約款第2条にいう「正課中、学校行事、学校施設、課外活動の範囲」に掲げられている間に急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被ったときは、普通約款に従い保険金を支払う。また、通学特約および接触感染特約を付帯する場合には、通学特約第1条および接触感染特約第1条に従い保険金を支払う。

2. 普通約款第1条「正課中」にいう「授業を受けている間」には、次の各号に掲げる間を含む。

- (1) 大学設置基準第28条および大学院設置基準第15条の規定に基づき、他の大学または短期大学の正課を履修している間

なお、ここにいう「他の大学または短期大学」には外国の大学または短期大学も含む。

(2) 通信生の場合は面接授業を受けている間

(保険金額および保険料)

第3条 普通約款第5条にいうこの保険契約の被保険者1名当たりの死亡保険金額は2,000万円または1,200万円のいずれかとする。

2. この保険契約の被保険者1名当たりの保険料は別紙に定めることとする。
3. 保険責任期間1年に満たない端日数がある場合の保険料の算出にあたっては、切り上げて1年として取扱うこととする。
4. 保険責任期間の途中で通学特約および接触感染特約を付帯する場合で、未經過期間が1年に満たない端日数がある場合の保険料の算出にあたっては、切り上げて1年として取扱うこととする。

(保険料の追徴・返還方法)

第4条 保険料の追徴・返還は、次のとおり行う。

- (1) 乙は、この保険契約の全部あるいは一部が無効、失効または解除となった場合は普通約款第21条、第22条の規定に基づき保険料を返還する。また、被保険者の退学の場合には、普通約款第20条第1項第2号の規定に基づき保険料を返還する。
- (2) 乙は、被保険者の昼間部、夜間部または通信部の区分の変更に伴い適用保険料に変更が生ずる場合には、従前と変更後の昼間部、夜間部または通信部の区分のそれぞれの適用保険料（当該被保険者の保険責任期間に対応するもの）から既経過期間に対応する保険料を差し引いたそれぞれの額の差額を追徴または返還する。
- (3) 乙は、被保険者が保険責任期間中に通算して1年以上の休学をした場合は、保険責任期間から休学期間（1年に満たない端日数がある場合は、切り捨てて取扱う。）を控除した期間を既経過期間とし、第1号に準じ差額を返還する。

第2章 支払責任に関する事項

(保険責任期間)

第5条 普通約款第11条第1項の規定にかかわらず、この保険契約の保険責任期間は次のとおりとする。

(1) 4月入学学生

- イ. 新入学生が4月入学の場合で、入学する年の3月末日までに会員大学に保険料相当額をそえて本保険契約への加入申込みを行った場合、その者に係る保険責任期間は4月1日午前0時に始まり、所定の卒業年度の3月31日午後12時に終わる。
- ロ. 前号以外の場合の保険責任期間は、学生が会員大学に保険料相当額をそえて、本保険契約への加入申込みを行った日の翌日午前0時に始まり、所定の卒業年度の3月31日午後12時に終わる。

(2) 9月入学学生

- イ. 新入学生が9月入学の場合で、入学する年の8月末日までに会員大学に保険料相当額をそえて本保険契約への加入申込みを行った場合、その者に係る保険責任期間は9月1日午前0時に始まり、所定の卒業年度の8月31日午後12時に終わる。
- ロ. 前号以外の場合の保険責任期間は、学生が会員大学に保険料相当額をそえて、本保険契約への加入申込みを行った日の翌日午前0時に始まり、所定の卒業年度の8月31日午後12時に終わる。

(3) 10月入学学生

- イ. 新入学生が10月入学の場合で、入学する年の9月末日までに会員大学に保険料相当額をそえて本保険契約への加入申込みを行った場合、その者に係る保険責任期間は10月1日午前0時に始まり、所定の卒業年度の9月30日午後12時に終わる。
- ロ. 前号以外の場合の保険責任期間は、学生が会員大学に保険料相当額をそえて、本保険契約への加入申込みを行った日の翌日午前0時に始まり、所定の卒業年度の9月30日午後12時に終わる。

(4) 教授会等において大学の学部、短期大学の学科、大学院の研究科の学年単位以上の「全員加入」および「保険加入日」が決議され、かつ全学生人数分の保険料相当額を大学が負担する場合には、新規加入の年の保険責任期間は決議された「保険加入日」の午前0時から始まるものとする。ただし、保険責任期間の開始は決議された日時よりさかのぼることはできない。

(5) 前項の場合において、継続加入の年の保険責任期間は、4月1日、9月1日および10月1日の午前0時から始まるものとする。

(保険引受割合)

第6条 この保険契約における乙の保険引受割合は別に定めるとおりとする。ただし、乙は各社単独別個に保険契約上の権利を有し義務を負い、連帯はしない。

第3章 会員大学および甲ならびに乙の権利、義務、事務処理に関する事項**(保険料相当額の保管責任)**

第7条 甲は、会員大学に対して、乙のために受領した保険料相当額については、これを他の財産とは区分して保管させることとする。

(保険料相当額および帳簿・書類の報告)

第8条 乙は、この保険契約に関し特に必要があると認めるときは、甲に対して、その保管している金銭および帳簿・書類の状況等の報告を求めることができる。また、甲は、乙の求めに従い、会員大学に対して、その保管している金銭および帳簿・書類の状況等を乙に報告させることとする。

(加入者名簿の作成および保管)

第9条 甲は、会員大学に、加入者名簿3部を作成させ、うち1部を会員大学が保管し、2部を提出させることとする。甲は、この提出を受けた場合には1部を保管の上、1部を乙に送付しなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、第5条第3項に定める「全員加入」に該当する場合は、甲は、加入者名簿の保管および乙への送付を省略することができる。ただし、甲は、会員大学に加入者名簿を備えつけさせ、乙が閲覧を求めたときはいつでもこれに応じさせなければならない。

(変更事項の取扱い)

第10条 甲は、次の各号に掲げる場合には、会員大学に、その旨の証明書を添え文書で通知させることとする。

(1) 被保険者が、昼間部、夜間部または通信部の区分の変更または退学をする場合

(2) 被保険者が、保険責任期間中通算して1年以上休学した場合

2. 前項の通知は、前項第1号の場合はその都度、同第2号の場合は当該休学期間終了後遅滞なくこれを行わせるものとする。

3. 甲は、会員大学から前2項に定める通知を受けたときは、その内容を遅滞なく乙に通知しなければならない。

(事故の証明)

第11条 甲は被保険者が保険金請求をする際、会員大学に次の事項を行わせることとする。

- (1) 当該事故が普通約款第2条第1項第1号に該当するときは、当該事故が「正課中および学校行事に参加している間」に生じた事故であることを確認させ、その旨の証明書を交付させることとする。
- (2) 当該事故が普通約款第2条第1項第2号に該当するときは、当該事故が「前号以外で学校施設内にいる間」に生じた事故であることを確認させ、その旨の証明書を交付させることとする。
- (3) 当該事故が普通約款第2条第1項第3号に該当するときは、必要に応じ被保険者の所属する学内学生団体（大学の規則に則った所定の手続きにより大学の認めたものであるものをいう。）について当該活動が大学に届けられていることを証明する書類を会員大学に交付させることとする。
- (4) 被保険者が通学特約を付帯している場合で、かつ当該事故が通学特約第1条第1項に該当するときは、次のとおりとする。

イ. 当該事故が住居から学校施設等への往路上で発生した場合は、当該事故発生日時、事故場所、事故発生の日の活動予定場所、活動予定内容、その活動の開始予定時刻、通常利用する経路および方法について、会員大学に証明させることとする。

ただし、事故発生日時、事故場所、通常利用する経路および方法については、会員大学が知り得なかった場合には証明する必要はないこととする。

ロ. 当該事故が学校施設から住居への復路上で発生した場合は、当該事故発生日時、事故場所、事故発生の日の活動場所、活動内容、その活動の終了時刻、活動の行われた学校施設等を離れた時刻、通常利用する経路および方法について、会員大学に証明させることとする。

ただし、事故発生日時、事故場所、活動の行われた学校施設等を離れた時刻、通常利用する経路および方法については、会員大学が知り得なかった場合には証明する必要はないこととする。

ハ. 当該事故が学校施設等の間を移動中に発生した場合は、当該事故発生日時、事故場所、事故発生の日の移動先の活動予定場所、その活動の開始予定時刻、移動元の学校施設等を離れた時刻、通常利用する経路および方法

について会員大学に証明させることとする。また移動元の学校施設等において授業等、学校行事または課外活動に参加したと申告のあったものについては、その活動についても活動場所、活動内容および活動終了時刻を証明することとする。

ただし、事故発生日時、事故場所、移動元の学校施設等を離れた時刻、通常利用する経路および方法については、会員大学が知り得なかった場合には証明する必要はないこととする。

- (5) 被保険者が接触感染特約を付帯している場合で、かつ当該事故が接触感染特約第1条に該当するときは、当該事故が臨床実習中に生じた事故であることを、会員大学に証明させることとする。ただし、会員大学が知り得なかった場合には証明する必要はないこととする。

(加入の通知)

第12条 甲は、毎月末日までに前々月分の加入者について、乙に通知を行うこととする。

2. 前項の通知に遅滞または脱漏があった場合において、甲に故意または重大な過失があったときは、乙は、当該通知の対象となる被保険者の被った傷害に対しては、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額とみなす。

省略（第13条から第19条）